

## (6) 条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱（令和7年1月1日現在）

平成十二年三月三十一日

告示第三百三十六号

|    |       |               |       |                |
|----|-------|---------------|-------|----------------|
| 改正 | 平成一三年 | 三月三〇日告示第四七三号  | 平成一四年 | 一月二九日告示第五一号    |
|    | 平成一四年 | 三月二九日告示第二九八号  | 平成一五年 | 二月二一日告示第九九号    |
|    | 平成一六年 | 四月 一日告示第四二〇号  | 平成一六年 | 一二月一七日告示第一〇四八号 |
|    | 平成一九年 | 一月 五日告示第一号    | 平成一九年 | 一二月二八日告示第一二四五号 |
|    | 平成二〇年 | 一二月 五日告示第八五〇号 | 平成二一年 | 一二月二五日告示第八六一号  |
|    | 平成二三年 | 一二月 二日告示第七九二号 | 平成二四年 | 三月二三日告示第一九八号   |
|    | 平成二四年 | 七月一三日告示第四九一号  | 平成二四年 | 一二月二一日告示第七一八号  |
|    | 平成二五年 | 三月 一日告示第九九号   | 平成二六年 | 三月二五日告示第一九四号   |
|    | 平成二六年 | 五月三〇日告示第三七九号  | 平成二六年 | 九月三〇日告示第五九四号   |
|    | 平成二六年 | 一二月二五日告示第七五七号 | 平成二七年 | 五月二二日告示第四〇七号   |
|    | 平成二七年 | 九月一五日告示第六〇七号  | 平成二七年 | 一二月一一日告示第八〇九号  |
|    | 平成二八年 | 三月三一日告示第二六〇号  | 平成二八年 | 六月一四日告示第三七六号   |
|    | 平成二九年 | 三月三一日告示第三一七号  | 平成二九年 | 五月 八日告示第三五九号   |
|    | 平成三〇年 | 三月二三日告示第一四二号  | 平成三〇年 | 一〇月一九日告示第四一一号  |
|    | 平成三〇年 | 一二月二八日告示第五六〇号 | 平成三一年 | 三月一五日告示第一六四号   |
|    | 令和 三年 | 七月二〇日告示第四一九号  | 令和 四年 | 三月一八日告示第一五二号   |
|    | 令和 四年 | 一二月二七日告示第五六八号 | 令和 六年 | 三月二九日告示第二六三号   |

### 条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱

（趣旨）

第一条 県は、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第二十八条第一項の規定により、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）に基づき市町村が処理する事務に要する経費について、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところにより交付金を交付する。

（交付対象市町村）

第二条 交付金の交付の対象となる市町村は、条例に基づき別表上欄に掲げる事務を処理する市町村（以下「交付対象市町村」という。）とする。

（交付金の額）

第三条 交付金の額は、別表上欄に掲げる事務ごとに毎年度知事が定める標準単価に同表下欄に定める処理件数を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、交付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、千円とする。

2 前項の処理件数は、当該交付対象市町村における前年度の処理件数（前年度に条例第二条の規定により市町村が処理していない事務にあっては、同年度の当該交付対象市町村の区域内に係る県の処理件数）とする。ただし、同条の規定により新たに市町村が処理することとなった事務で、前年度において県が処理していない事務に係る処理件数については、知事が別に定める。

3 条例第二条の規定により市町村が処理することとされていた事務で年度の中途において当該市町村が処理しないこととなった事務及び同条の規定により年度の中途において新たに市町村が処理することとなった事務に係る交付金の額については、第一項の規定にかかわらず、当該年度において当該事務を処理することとされている期間を考慮し必要な調整を行うものとする。

4 条例第二条の規定により新たに市町村が処理することとなった事務に係る交付金の額については、初年度に限り、第一項又は前項の規定により算定した額に一事務当たり三万円を加算する。

（交付金の額の決定及び交付の時期）

第四条 知事は、交付対象市町村ごとに交付すべき交付金の額を、原則として毎年度十一月末日まで

に決定し、市町村に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により決定した交付金を、原則として毎年十二月末日までに交付するものとする。

（交付金の額の算定に用いる数の錯誤）

第五条 知事は、前条第一項の規定により交付金の額を通知した後において、当該額の算定の基礎に用いた数について錯誤があったことを発見した場合（当該錯誤に係る数を当該額の算定の基礎に用いた年度以降五年度以内に発見した場合に限る。）で、当該額を増加し、又は減少する必要があるときは、当該増加し、又は減額すべき額を、錯誤があったことを発見した年度若しくはその翌年度における交付金の額に加算し、又はこれから減額することができる。

（補則）

第六条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成十二年四月一日から施行する。

（千葉県権限委譲事務交付金交付要綱の廃止）

- 2 千葉県権限委譲事務交付金交付要綱（昭和五十五年千葉県告示第三百六十三号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 平成十二年度に限り、第三条の規定の適用については、同条中「前年度の処理件数（前年度に条例第二条の規定により市町村が処理することとしない事務」とあるのは、「平成十一年度の処理件数（平成十一年度に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第二項の規定により委任をしていない事務」とする。

附 則（平成十三年三月三十日告示第四百七十三号）

この告示は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、別表第十五号の改正規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十四年一月二十九日告示第五十一号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表中第一号の二の次に二号を加える改正規定及び同表中第二号の二の次に一号を加える改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日告示第二百九十八号）

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年二月二十一日告示第九十九号）

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日告示第四百二十号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十七日告示第千四十八号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成十九年一月五日告示第一号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成十九年十二月二十八日告示第千二百四十五号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十年十二月五日告示第八百五十号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十一年十二月二十五日告示第八百六十一号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月二日告示第七百九十二号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日告示第百九十八号）

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第十九号の二及び第二十二号の改正規定は、同年六月一日から施行する。

附 則（平成二十四年七月十三日告示第四百九十一号）

この告示は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、別表第十三号の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二十一日告示第七百十八号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月一日告示第九十九号）

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十五日告示第百九十四号）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年五月三十日告示第三百七十九号）

この告示は、平成二十六年六月一日から施行する。ただし、別表中第七号の次に一号を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

附 則（平成二十六年九月三十日告示第五百九十四号）

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月二十五日告示第七百五十七号）

この告示は、平成二十七年二月一日から施行する。ただし、別表第一号の六の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十七年五月二十二日告示第四百七号）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則（平成二十七年九月十五日告示第六百七号）

この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、別表第一号の十及び第一号の十一の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月十一日告示第八百九号）

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三十一日告示第二百六十号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年六月十四日告示第三百七十六号）

この告示は、平成二十八年七月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日告示第三百十七号）

この告示は、平成二十九年五月三十日から施行する。

附 則（平成二十九年五月八日告示第三百五十九号）

この告示は、平成二十九年五月三十日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十三日告示第百四十二号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十月十九日告示第四百十一号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十二月二十八日告示第五百六十号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十五日告示第百六十四号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月二十日告示第四百十九号）

この告示は、令和三年八月一日から施行する。

附 則（令和四年三月十八日告示第百五十二号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年十二月二十七日告示第五百六十八号）

この告示は、令和五年三月二十七日から施行する。

附 則（令和六年三月二十九日告示第二百六十三号）

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

別表（第二条）

|                             |                                       |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| 一 条例別表第一号上欄に掲げる事務           | 条例別表上欄第一号イ及びロに掲げる事務の<br>処理件数          |
| 一の二 条例別表第一号の二上欄に掲げる事<br>務   | 条例別表上欄第一号の二イ、へ及びチに掲げ<br>る事務の処理件数      |
| 一の三 削除                      |                                       |
| 一の四 条例別表第一号の四上欄に掲げる事<br>務   | 条例別表上欄第一号の四ニ及びホに掲げる事<br>務の処理件数        |
| 一の五 条例別表第五号の二上欄に掲げる事<br>務   | 条例別表上欄第五号の二イからヲまでに掲げ<br>る事務の処理件数      |
| 一の六 削除                      |                                       |
| 一の七 条例別表第五号の四上欄に掲げる事<br>務   | 条例別表上欄第五号の四イからへまでに掲げ<br>る事務の処理件数      |
| 一の八 条例別表第五号の五上欄に掲げる事<br>務   | 条例別表上欄第五号の五イからへまでに掲げ<br>る事務の処理件数      |
| 一の九 条例別表第五号の六上欄に掲げる事<br>務   | 条例別表上欄第五号の六イからルまでに掲げ<br>る事務の処理件数      |
| 一の一〇 条例別表第五号の七上欄に掲げる事<br>務  | 条例別表上欄第五号の七イからハまでに掲げ<br>る事務の処理件数      |
| 一の一〇 条例別表第五号の八上欄に掲げる<br>事務  | 条例別表上欄第五号の八イからセまでに掲げ<br>る事務の処理件数      |
| 一の一〇 条例別表第五号の九上欄に掲げる<br>事務  | 条例別表上欄第五号の九イからハまでに掲げ<br>る事務の処理件数      |
| 一の一〇 条例別表第五号の十上欄に掲げる<br>事務  | 条例別表上欄第五号の十イからルまでに掲げ<br>る事務の処理件数      |
| 二 条例別表第六号上欄に掲げる事務           | 条例別表上欄第六号イからルまでに掲げる事<br>務の処理件数        |
| 二の二 条例別表第二十五号上欄に掲げる事<br>務   | 条例別表上欄第二十五号イ及びロに掲げる事<br>務の処理件数        |
| 二の三 条例別表第二十八号の二上欄に掲げ<br>る事務 | 条例別表上欄第二十八号の二イ及びロに掲げ<br>る事務の処理件数      |
| 三 条例別表第二十九号上欄に掲げる事務         | 条例別表上欄第二十九号ルに掲げる事務の処<br>理件数           |
| 四 条例別表第三十号上欄に掲げる事務          | 条例別表上欄第三十号イに掲げる事務の処理<br>件数            |
| 五 条例別表第三十一号上欄に掲げる事務         | 条例別表上欄第三十一号イからトまでに掲げ<br>る事務の処理件数      |
| 六 条例別表第三十三号上欄に掲げる事務         | 条例別表上欄第三十三号ホに掲げる事務のう<br>ち立入検査の処理件数    |
| 七 条例別表第三十四号上欄に掲げる事務         | 条例別表上欄第三十四号ロに掲げる事務の処<br>理件数           |
| 七の二 条例別表第三十四号の二上欄に掲げ<br>る事務 | 条例別表上欄第三十四号の二イからへまでに<br>掲げる事務の処理件数    |
| 八 条例別表第三十五号上欄に掲げる事務         | 条例別表上欄第三十五号ロに掲げる事務のう<br>ち立入検査の処理件数    |
| 八の二 条例別表第三十五号の二上欄に掲げ<br>る事務 | 条例別表上欄第三十五号の二ハからへまで及<br>びリに掲げる事務の処理件数 |

|                          |                                            |
|--------------------------|--------------------------------------------|
| 八の三 条例別表第三十五号の三上欄に掲げる事務  | 条例別表上欄第三十五号の三イ、ハ、ホ、ト、ヲ及びカに掲げる事務の処理件数       |
| 八の四 条例別表第三十五号の四上欄に掲げる事務  | 条例別表上欄第三十五号の四イ及びロに掲げる事務の処理件数               |
| 八の五 条例別表第三十五号の五上欄に掲げる事務  | 条例別表上欄第三十五号の五イ及びロに掲げる事務の処理件数               |
| 八の六 条例別表第三十五号の六上欄に掲げる事務  | 条例別表上欄第三十五号の六に掲げる事務の処理件数                   |
| 九 条例別表第三十六号上欄に掲げる事務      | 条例別表上欄第三十六号イからサまでに掲げる事務の処理件数               |
| 十 条例別表第三十七号上欄に掲げる事務      | 条例別表上欄第三十七号イからチまでに掲げる事務の処理件数               |
| 十一 条例別表第三十八号上欄に掲げる事務     | 条例別表上欄第三十八号イからチまでに掲げる事務の処理件数               |
| 十一の二 条例別表第三十八号の二上欄に掲げる事務 | 条例別表上欄第三十八号の二に掲げる事務の処理件数                   |
| 十一の三 条例別表第三十八号の三上欄に掲げる事務 | 条例別表上欄第三十八号の三イからニまで、ヘ、ト及びリからヰまでに掲げる事務の処理件数 |
| 十二 条例別表第三十九号上欄に掲げる事務     | 条例別表上欄第三十九号イからニまでに掲げる事務の処理件数               |
| 十三 削除                    |                                            |
| 十四 条例別表第四十一号上欄に掲げる事務     | 条例別表上欄第四十一号イからハまでに掲げる事務の処理件数               |
| 十五 条例別表第四十三号上欄に掲げる事務     | 条例別表上欄第四十三号イからカまでに掲げる事務の処理件数               |
| 十六 条例別表第四十五号上欄に掲げる事務     | 条例別表上欄第四十五号イからヘまでに掲げる事務の処理件数               |
| 十七 条例別表第四十六号上欄に掲げる事務     | 条例別表上欄第四十六号イ及びロに掲げる事務の処理件数                 |
| 十八 条例別表第四十八号上欄に掲げる事務     | 条例別表上欄第四十八号イからトまでに掲げる事務の処理件数               |
| 十八の二 条例別表第四十八号の二上欄に掲げる事務 | 条例別表上欄第四十八号の二イ及びロに掲げる事務の処理件数               |
| 十九 条例別表第四十九号上欄に掲げる事務     | 条例別表上欄第四十九号イ、ハ及びトに掲げる事務の処理件数               |
| 十九の二 条例別表第四十九号の二上欄に掲げる事務 | 条例別表上欄第四十九号の二イ、ハ、ニ、チ、ネ、ナ、ム、ノ及びフに掲げる事務の処理件数 |
| 十九の三 条例別表第四十九号の三上欄に掲げる事務 | 条例別表上欄第四十九号の三イ、ト、チ、ヌ、ヲ、レ及びソに掲げる事務の処理件数     |
| 二十 条例別表第五十一号上欄に掲げる事務     | 条例別表上欄第五十一号イに掲げる事務の処理件数                    |
| 二十の二 条例別表第五十一号の二上欄に掲げる事務 | 条例別表上欄第五十一号の二イに掲げる事務の処理件数                  |
| 二十一 条例別表第五十二号上欄に掲げる事務    | 条例別表上欄第五十二号に掲げる事務の処理件数                     |
| 二十二 条例別表第五十三号上欄に掲げる事務    | 条例別表上欄第五十三号イ、ハ、ニ、ト、ソからネまで及びウに掲げる事務の処理件数    |

|          |                     |                                |
|----------|---------------------|--------------------------------|
| 二十三      | 条例別表第五十四号上欄に掲げる事務   | 条例別表上欄第五十四号に掲げる事務の処理件数         |
| 二十四      | 条例別表第五十五号上欄に掲げる事務   | 条例別表上欄第五十五号ロ及びニに掲げる事務の処理件数     |
| 二十五      | 条例別表第五十六号上欄に掲げる事務   | 条例別表上欄第五十六号ヨに掲げる事務の処理件数        |
| 二十六      | 条例別表第五十七号上欄に掲げる事務   | 条例別表上欄第五十七号イに掲げる事務の処理件数        |
| 二十七及び二十八 | 削除                  |                                |
| 二十九      | 条例別表第六十号上欄に掲げる事務    | 条例別表上欄第六十号イからクまでに掲げる事務の処理件数    |
| 三十       | 条例別表第六十一号上欄に掲げる事務   | 条例別表上欄第六十一号イからハまでに掲げる事務の処理件数   |
| 三十の二     | 条例別表第六十一号の二上欄に掲げる事務 | 条例別表上欄第六十一号の二イからハまでに掲げる事務の処理件数 |
| 三十一      | 条例別表第六十二号上欄に掲げる事務   | 条例別表上欄第六十二号イからニまでに掲げる事務の処理件数   |
| 三十二      | 条例別表第六十二号の二上欄に掲げる事務 | 条例別表上欄第六十二号の二イ及びロに掲げる事務の処理件数   |